

<参考資料>

(1) 制度の概要（2021年度改正の概要を含む）	2
(2) リスト規制関連資料	10
(3) 輸出管理内部規程関連資料	16
(4) 規制の法律体系、外国為替及び外国貿易法関係法令（抄）	34
(5) その他	71

(1) 制度の概要

防衛装備移転三原則 (平成26年4月1日 閣議決定)

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が「防衛装備※」に該当し、特に慎重な検討を要する重要な案件については、防衛装備移転三原則に基づく国家安全保障会議における審議が必要。

「防衛装備」:「武器(=輸出令別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの)」及び「武器技術(=武器の設計、製造又は使用に係る技術)」

●以下の3つの原則をすべて満たした場合に限り、輸出が認められ得る。

(原則1) 「移転が禁止される場合」に該当しない

- ・条約や国連安保理の決議に基づく義務に違反しない場合
- ・「紛争当事国」への移転ではない場合

(原則2) 「移転を認め得る場合」に該当する

- ・平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ・我が国の安全保障に資する場合(国際共同開発・生産、自衛隊の活動に係る輸出)

(原則3) 移転後の適正管理が確保されている

- ・事前同意なき目的外使用や第三国移転の禁止

罰 則 等 (平成29年の法改正により罰則が強化。)

➤ 刑事罰等 (外国為替及び外国貿易法第69条の6- 第73条)

違反行為	平成29年10月1日以前の違法行為		平成29年10月1日以降の違法行為	
	懲役刑	罰金刑	懲役刑	罰金刑
技術提供取引・輸出 (許可義務違反) 仲介貿易 取引 (許可義務違反)	【大量破壊兵器関連】 10年以下	1000万円以下 (輸出・取引額の5倍以下)	【大量破壊兵器関連】 個人3000万円以下 同左	法人10億円以下 (輸出・取引額の5倍以下)
	【通常兵器関連】 7年以下	700万円以下 (輸出・取引額の5倍以下)	【通常兵器関連】 個人2000万円以下 同左	法人7億円以下 (輸出・取引額の5倍以下)
技術記録媒体の持出し (許可義務違反)	5年以下	500万円以下 (輸出・取引額の5倍以下)	同左	個人1000万円以下 法人5億円以下 (輸出・取引額の5倍以下)
不正な手段による許可取得	3年以下	100万円以下 (輸出・取引額の3倍以下)	同左	同左

➤ 時効 (刑事訴訟法第250条第2項)

【大量破壊兵器関連】

- 15年未満の懲役に当たる罪・・・・・・・・7年

【通常兵器関連】

- 10年未満の懲役に当たる罪・・・・・・・・5年
- 5年未満の懲役に当たる罪・・・・・・・・3年

➤ 行政制裁

- 無許可の輸出又は技術提供を行った者に対して、3年以内の輸出・技術の提供を禁止
- 輸出入禁止命令に対する別会社を使った制裁逃れに対応するため、別会社の担当役員等への就任等の禁止

2013年度 役務通達改正の概要

- ・ 通達改正（平成 25 年 6 月 21 日付け改正）

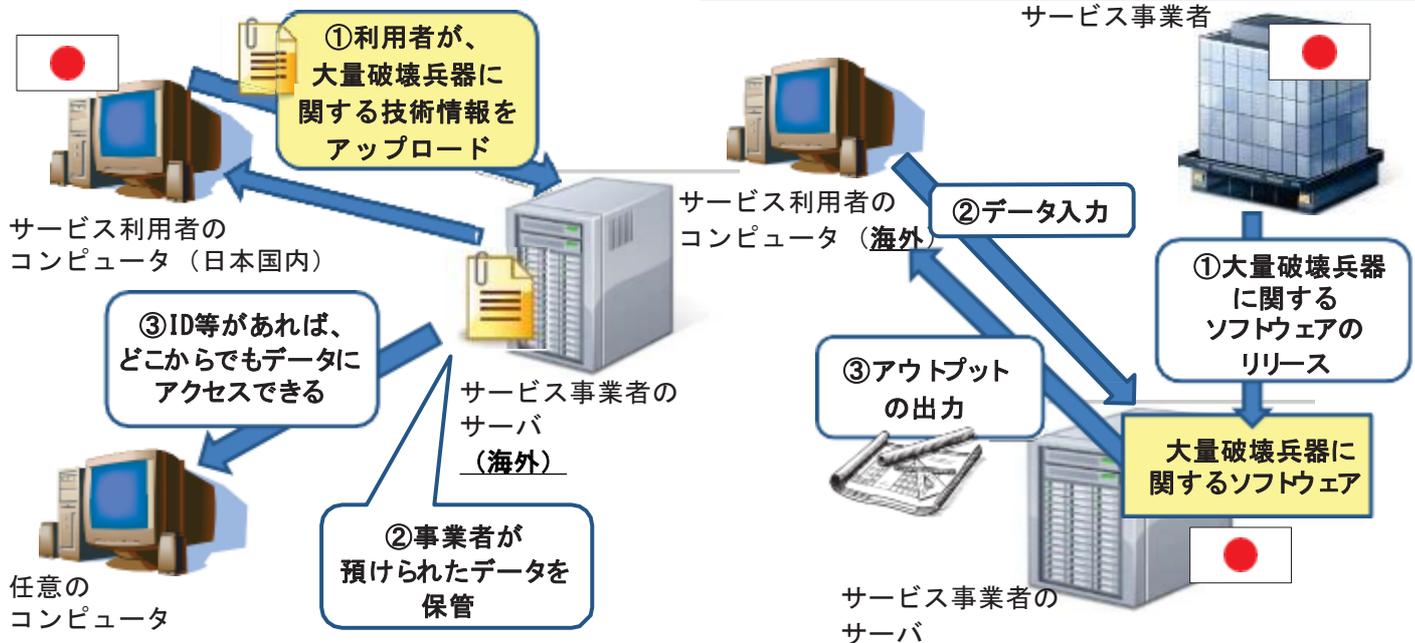
外為法との関連が想定されるサービス形態の例

①ストレージサービス

サービス利用者が、サービス事業者のサーバに大量破壊兵器などに関するデータをアップロードし、サービス事業者がこれを保管する。

②SaaS (= Software as a Service)

サービス利用者がプログラムをダウンロードすることなく、インターネットを通じて、サービス事業者のサーバ上にあるプログラムを利用できるようにする。



いわゆるクラウドコンピューティングサービスの考え方について

①「ストレージサービス」と呼ばれる、電子データをインターネットを介して外部サーバーに保管することができるサービス、及び、②「SaaS (Software as a Service)」と呼ばれる、アプリケーションプログラム等をダウンロードせずともインターネットを介して利用することができるサービスについて、役務通達を改正し、外為法上の規制範囲を明確化しました。

(2013年6月21日公布、同年9月1日施行)

・ ストレージサービス

- 保管だけが目的であれば、原則として許可不要
- ただし、実質的には「(外為法上の規制技術を)提供することを目的とする取引」といえる場合には、許可が必要
 - ・ 自分がストレージに保管している特定技術を、サービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることを知っていたり、契約後に知ったにもかかわらず放置していた場合等がこれにあたります。

・ SaaS等

- プログラムを利用できる状態に置くことになるので、そのプログラムが外為法上の規制技術である場合は許可が必要
 - ・ ただし、そのプログラムが市販プログラムに該当する場合は、特例により許可不要です。
 - ・ サービス提供者がプログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置いた時点で「提供」することになるので、役務取引許可申請が必要な場合はそれ以前に許可を得てください。

安全保障貿易管理ホームページに、具体的な事例に則したQ&Aを掲載しておりますので、役務通達と合わせてご確認ください。

2021年度政省令等改正の概要

I 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令）に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令）に規定することで、輸出規制等の対象としている。

各国際輸出管理レジームにおける昨年までの合意等を受けて、関連省令・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加等し、併せて、その他所要の改正を行う。

※令和3年10月15日（金）公布（令和3年12月15日（水）施行）

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第74号）
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和3年10月15日付け輸出注意事項2021第28号）

II 改正内容

原子力関連（2の項関係）

- 測定装置の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】
オートコリメータにつき、規制対象外となる光学的器械に含まれることを明確化する改正を行う。
- 貨物等省令第1項第17号ハ【省令】

化学兵器関連（3の項関係）

- 化学製剤の原料物質の追加【規制強化】
A Gの合意事項を踏まえ、原料物質（24種類）の追加を行う。
- 貨物等省令第2条第1項第1号【省令】

- かくはん機の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】
規制対象範囲を明確化する改正を行う。

- 貨物等省令第2条第2項第6号【省令】

生物兵器関連（3の2項関係）

- ウィルスに係る規定の追加【規制強化】
A Gの合意事項を踏まえ、規制対象となるウィルスの追加を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】

- 収容装置の解釈の改正【規制の明確化】

- 運用通達3の2の項【通達】

材料加工関連（6の項関係）

- 測定装置の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】
オートコリメータにつき、規制対象外となる光学的器械に含まれることを明確化する改正を行う。

- 貨物等省令第5条第1項第8号ハ（省令）

コンピュータ関連（8項関係）

- ニューラルコンピュータの解釈の改正【規制の明確化】

- 運用通達8の項【通達】

その他

上記のほか、所要の改正（技術的・修飾的な修正を含む）を行う。

- 貨物等省令の改正
- 運用通達の改正
- 役務通達の改正
- 補完規制通達の改正

(参考1) 国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国。

(参考2) 関係法令及び略称

- 法律
外為法 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- 政令
外為令 外国為替令（昭和55年政令第260号）
輸出入令 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
- 省令
貨物等省令 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）
- 通達
運用通達 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）
役務通達 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿易第492号）
- 補充規制通達 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補充的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）

(2) リスト規制関連資料

輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 /	2. 原子力 /	3. 化学兵器 /	3の2. 生物兵器 /
4. ミサイル /	5. 先端素材 /	6. 材料加工 /	赤字: 令和3年12月15日より施行の改正箇所
7. エレクトロニクス /	8. 電子計算機 /	9. 通信 /	
10. センサー /	11. 航法装置 /	12. 海洋関連 /	
13. 推進装置 /	14. その他 /	15. 機微品目	

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号; Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

輸出令第6項		貨物等省令第5条		解釈		(参考)関係するECCN番号
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	
輸出令第6項	次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第5条	輸出令別表第1の6の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。			
輸出令第6項(1)	軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令第5条第一号	軸受又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもののうち、日本産業規格B1514-1号で定める精度の等級が2級又は4級以上のもの ロ 削除 ハ 能動型の磁気軸受システムであつて、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分 (一) 磁束密度が2テスラ以上で、かつ、降伏点が414メガパスカルを超える材料からなるもの (二) 全電磁式で、かつ、三次元ホモポーラバイアス励磁方式のアクチュエータを用いるもの (三) 温度が177度以上で用いることができる位置検出器を有するもの	貨物等省令第5条第一号イ中の内輪、外輪及び転動体	イ 内輪及び外輪とは、国際規格ISO5593:1997で定める一列以上の軌道を持つラジアル軸受の環状の部品をいう。 ロ 転動体とは、国際規格ISO5593:1997で定める両軌道の間を転がる玉又はころをいう。	2A001
輸出令第6項(2)	数値制御を行うことができる工作機械	貨物等省令第5条第二号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0009ミリメートル以下のもの (二) 移動量が1メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0011ミリメートル以下のもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの (一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が3で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が1のものであつて、次のいずれかに該当するもの 1 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0009ミリメートル以下のもの 2 移動量が1メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0011ミリメートル以下のもの (二) 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの 1 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0009ミリメートル以下のもの 2 移動量が1メートル以上4メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0014ミリメートル以下のもの 3 移動量が4メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方方向位置決め線返し性が0.0061ミリメートル以下のもの (三) ジグ中り盤であつて、いずれか1軸以上の直線軸の一方方向位置決め線返し性が0.0011ミリメートル以下のもの	数値制御 貨物等省令第5条第二号中の工作機械 電子制御装置 旋削 電子制御装置を取り付けることができるもの 旋削をすることができる工作機械 輪郭制御 輪郭制御をすることができる軸数 一方方向位置決め線返し性	2の「数値制御」の解釈に同じ。 複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械(貨物等省令第5条第二号イ(三)に該当するものを除く。)にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。 旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形の能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し、判断すること。 2の「電子制御装置」の解釈に同じ。 2の「旋削」の解釈に同じ。 2の「電子制御装置を取り付けることができるもの」の解釈に同じ。 コンタクトレンズの製造用に設計したものであつて、次のすべてに該当するものを除く。 イ パートプログラムデータの入力に用いる眼用ソフトウェアの使用に限定されたマシンコントローラを有するもの ロ 真空チャッキングを有しないもの 2の「輪郭制御」の解釈に同じ。 2の「輪郭制御をすることができる軸数」の解釈に同じ。 国際規格ISO230-2:2014の3.21に定める工作機械の各軸のR↑とR↓(行き方向と帰りの方向の一方方向位置決め線返し性の数値)の小さい方の数値をいう。 【測定方法】 国際規格ISO230-2:2014の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ 測定条件 (一) 測定の12時間前及び測定中においては、工作機械及び一方方向位置決め線返し性の測定装置は、同じ環境温度下に保つこと。予備測定(慣らし運転)中に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機械の機体の温度が室温、	2B001

【参考様式】

作成年月日

宛先（※１）

**輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項
に係る非該当証明書**

会社名
住 所
(該非判定責任者)
所属・役職
氏 名
連絡先

当社が該非判定を行った結果、以下の貨物は輸出貿易管理令別表第１の１から１５までの項のいずれの項にも該当しないことを証明します。(※２)

なお、輸出貿易管理令別表第１の１６の項には該当します。

貨物名
型式等

以上

(注)

※１：税関に提出する場合には、宛先を「〇〇税関長（〇〇(支署)(出張所)長）宛て」としてください。

※２：該当しない旨の根拠を示す（製造者等が作成した）資料等を添付してください。

非該当証明書発行に当たってのポイント

税関等から該非判定を適切に行っているかを問われる場合がありますので、リスト規制非該当を示す非該当証明書をご用意頂くことをお勧めします。なお、非該当証明書は当省に対して提出する書類ではありません。

- (1) 輸出者がメーカー等に「非該当証明書」を求める場合
 - ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項のいずれにも当てはまらない根拠をメーカー等に確認しておく必要があります。
 - ② 当てはまらない場合でも、通常、16項には当てはまりますので、輸出者は用途や需要者のチェックをしてください。
- (2) メーカー等が輸出者に対して「非該当証明書」を発行する場合
 - ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項のいずれにも当てはまらない根拠を輸出者や税関に明らかにできるようにしておく必要があります。
 - ② 当てはまらない場合でも、通常、16項には当てはまりますので、用途や需要者のチェックをするよう、メーカー等はその旨を輸出者に伝えてください。

特別一般包括許可証の使用に係るチェックリスト(貨物) 例

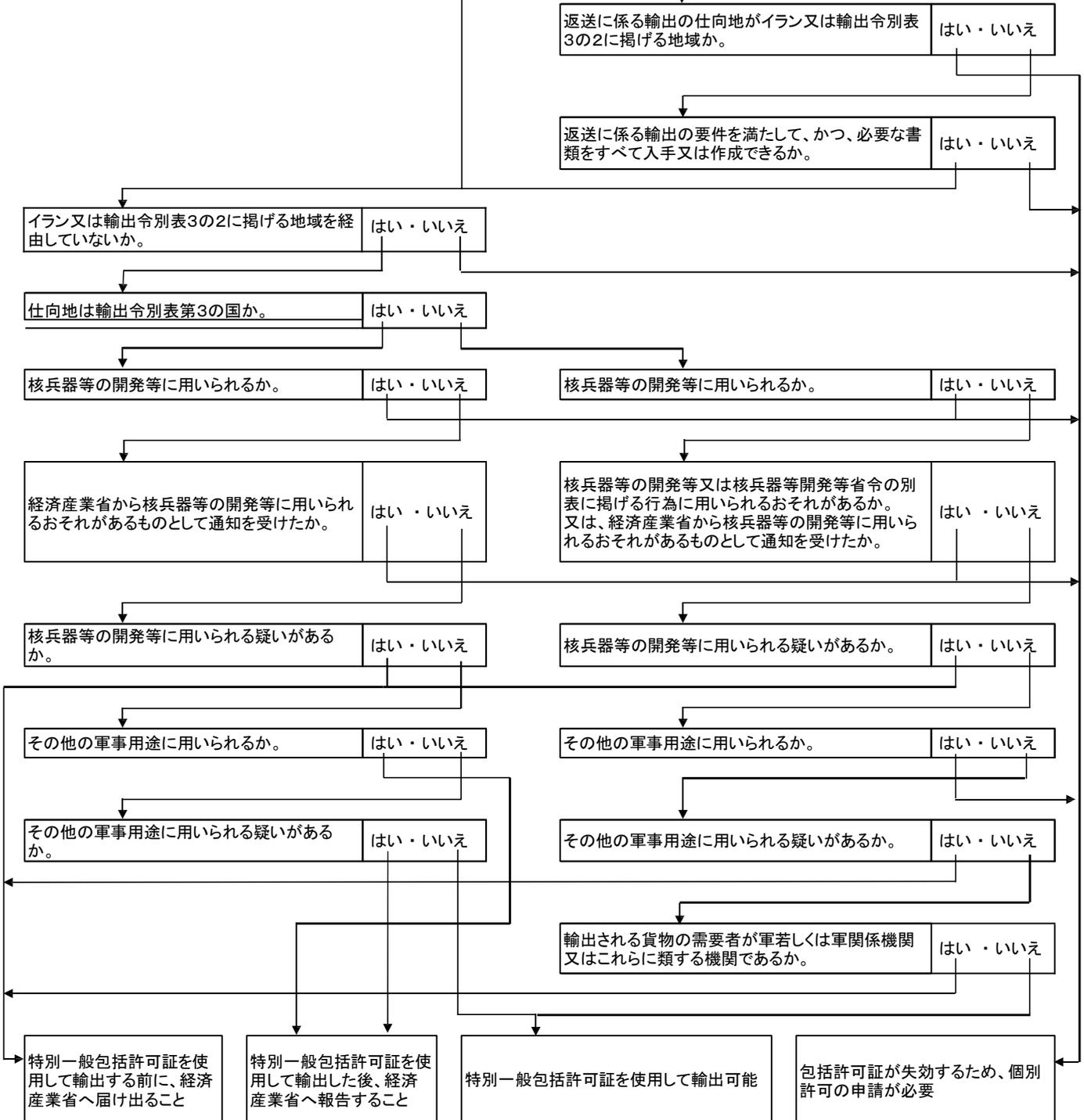
貨物・技術名	
--------	--

該当項番	政令	輸出令	項 ()
	省令	条	項 号

(注) 該当項番を間違えると、適用可能な国が変わってくるので貨物等省令の条号まで正確に判定すること。

仕向地		適用可・否
-----	--	-------

(注) 貨物の該当項番と仕向地の組み合わせが、特別一般包括輸出許可マトリックスで「特別一般」となっているか？



(注) ストック販売を行う場合には、予定される需要者及び仕向地について上記と同様のチェックを行い、「特別一般包括許可証を使用して輸出可能」な場合には特別一般包括許可を適用できない第三国にて転売されることがないかを確認。

包括許可の適用可否判断

許可の範囲は、貨物・技術と仕向地/提供地で異なります！

（「包括許可取扱要領」の別表A、別表B（包括許可マトリックス）で確認）

〔別表A〕

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

〔1の項〕

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ)に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ)及び(ロ)に掲げるものの付属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるものの部分品		特定	-	-	特定
輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器		特定	-	-	特定
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品		特定	-	-	特定
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの		-	-	-	-

(3) 輸出管理内部規程関連資料

輸出管理内部規程(サンプル例)

<http://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.htm>

*** 株式会社 規程第**号 (令和*年*月*日制定)

安全保障輸出管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 国際的な平和及び安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施するために、本規程を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、**〔会社名を記入〕株式会社** (以下「当社」という。) が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供(非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供を含む)又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引(以下「技術の提供」という。))に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。

(定義)

第3条 「外為法等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外国為替及び外国貿易法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

2 「輸出等」とは、貨物の輸出及び技術の提供(これらを前提とする国内取引を含む。)をいう。

3 「貨物等」とは、貨物及び技術をいう。

4 「規制貨物等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。このうち、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物及び外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに該当する技術を「リスト規制貨物等」といい、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物及び外為令別表の16の項に該当する技術を「キャッチオール規制貨物等」という。

5 「核兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

6 「核兵器等の開発等」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

7 「通常兵器」とは、核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

8 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

9 「需要者等」とは、貨物の輸出であれば、貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの

代理人をいう。技術であれば、技術取引の相手方若しくは技術を利用する者又はこれらの代理人をいう。

10 「非居住者から強い影響を受けている居住者」とは、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易第492号。)1(3)サ①から③のいずれかに該当する居住者(自然人に限る。また、当該居住者を「特定類型」という。)をいう。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 以下を当社における安全保障輸出管理の基本方針とする。

- 一 規制貨物等の輸出等については、外為法等に反する行為は行わない。
- 二 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

第3章 組織

(最高責任者)

第5条 基本方針に基づき、安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、代表取締役又はそれに相当する者を安全保障輸出管理の最高責任者とする。

(輸出管理統括部門)

第6条 最高責任者又は最高責任者が定める者を長とする最高責任者直轄の輸出管理統括部門を設置する。

2 輸出管理統括部門は、以下の業務を行う。

- 一 安全保障輸出管理規程の制定、改廃
- 二 運用手続(細則)の制定、改廃
- 三 取引の審査、承認
- 四 全社管理業務の統括及び全社徹底事項の指示、連絡、要請等
- 五 監査
- 六 教育
- 七 子会社及び関連会社の指導等
- 八 関係部門等の長に対する報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令

(事業部門管理体制)

第7条 本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理統括部門が定める事業部門に輸出管理責任者を置く。

2 事業部門輸出管理責任者は、輸出管理統括部門の指示の下に、当該事業部門内の輸出管理に関する以下の業務を行う。

- 一 事業部門運用手続(細則)の制定、改廃
- 二 輸出管理統括部門の指示、連絡、要請等の周知徹底
- 三 輸出管理手続業務の推進
- 四 教育
- 五 所管する子会社及び関連会社の指導等

第4章 手続

(該非判定)

第8条 輸出等を行う場合には、リスト規制貨物等に該当するか否かについて判定を行う。

2 輸出管理統括部門は、該非判定を行う部門及び判定内容を審査し最終決定を行う部門を定める。

3 該非判定は、以下のとおり行う。

- 一 当社で設計・開発した貨物等の輸出等を行う場合、**[該非判定部門の名称を記入]**は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制貨物等に該当するか否かを判定する。
- 二 社外から調達した貨物等の輸出等を行う場合、**[該非判定部門の名称を記入]**は、調達先からの該非判定書等の入手等により、本項の第一号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、当社の責任で判定してもよい。

三 本項の第一号、第二号のいずれの場合においても、**[該非判定審査部門の名称を記入]**は、判定内容について審査し最終決定を行う。

(用途確認)

第9条 営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その輸出等を行うとする貨物等の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。

一 リスト規制貨物等については、

- ① 核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある、又は用いられる疑いがある。
- ② その他の軍事用途に用いられる、又は用いられる疑いがある。

二 キャッチオール規制貨物等については、

- ① 核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。
- ② 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。

2 リスト規制貨物等の用途の確認に必要な情報を需要者又は技術者を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、用途の確認を行わなければならない。

(需要者等確認)

第10条 営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その行おうとする輸出等の需要者等について、以下の第一号又は第二号のいずれかの項目に該当するか否かを確認する。更に、リスト規制貨物等については、これに加えて第三号の項目に該当するか否かを確認する。

一 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。

二 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

三 軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関である。

2 リスト規制貨物等の需要者又は技術者を利用する者の確認に必要な情報を需要者又は技術者を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、需要者又は技術者を利用する者の確認を行わなければならない。

(取引審査)

第11条 輸出等の引合の内容が以下に該当する場合、営業部門等は、「審査票」を起票して、輸出管理統括部門に取引の審査を申請する。当該取引を行うか否かの最終判断は、**[取引決定権限者の名称を記入]**が行う。

- 一 第8条の該非判定の結果、当該貨物等が輸出令別表第1の1の項から15の項、又は外為令別表の1の項から15の項に該当する場合。

二 第9条（用途確認）第1項の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。

三 第10条（需要者等確認）第1項の第一号、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合。

四 経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合。

五 本項の第一号から第三号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合。

2 審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実に基づいて正確に記入しなければならない。

4 国内取引であっても、貨物の輸出及び技術の提供を行うことが明らかなる場合には、第1項と同様の手続を行う。

5 営業部門等は、**〔取引決定権限者の名称を記入〕**の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

6 営業部門等は、第1項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、輸出管理統括部門を通じて最高責任者に報告し、最高責任者は行政に報告する。

（外為法等に基づく許可の申請等）

第12条 第11条（取引審査）における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出及び技術の提供については、**〔輸出許可の申請部門の名称を記入〕**は、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 **〔営業部門若しくは技術を提供する部門の名称を記入〕**は、外為法等に基づく許可が必要な貨物の輸出及び技術の提供については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該貨物の輸出及び技術の提供を行ってはならない。

第5章 出荷管理

（貨物の出荷管理）

第13条 **〔出荷を担当する部門の名称を記入〕**は、第8条（該非判定）及び第11条（取引審査）の手続が行われたこと並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、**〔出荷を担当する部門の名称を記入〕**は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

2 **〔出荷を担当する部門の名称を記入〕**は、出荷時に第1項の確認ができない場合は、直ちに出荷を取り止めて営業部門等へ適切な措置を要求するとともに、輸出管理統括部門へ報告する。

3 **〔出荷を担当する部門の名称を記入〕**は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止めて輸出管理統括部門へ報告する。輸出管理統括部門は、営業部門等と協議して適切な措置を講じる。

（技術提供管理）

第14条 **〔技術を提供する部門の名称を記入〕**は、技術の提供に際して、第8条（該非判定）及び第11条（取引審査）の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

2 **〔技術を提供する部門の名称を記入〕**は、第1項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。また、輸出管理統括部門へ報告する。

第6章 監査

（監査）

第15条 輸出管理統括部門は、社内の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。

第7章 教育

（教育）

第16条 輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役員及び従業員に対し、計画的に教育を行う。

第8章 文書管理

(文書管理又は記録媒体の保存)

第17条 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも7年間は保管する。

第9章 子会社及び関連会社の指導等

(子会社及び関連会社の指導等)

第18条 輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、規制貨物等の輸出等を行う子会社及び関連会社に対し、実情に即した指導を行う。

2 輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、自社が行うリスト規制貨物の輸出及びリスト規制技術の提供の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため、指導、研修、業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制と手続を定め、必要な指導等を定期的に行う。

第10章 報告

(報告)

第19条 役員又は従業員は、外為法等又は本規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を輸出管理統括部門に速やかに報告しなければならない。

2 輸出管理統括部門は、第1項の報告の内容を調査し、外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、安全保障輸出管理の最高責任者に報告する。最高責任者は、社内の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

第11章 罰則

(罰則)

第20条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、就業規則及び役員会の決議等による処分の対象とする。

(附 則)：本規程は令和〔*〕年〔*〕月〔*〕日より施行する。

以上

(直近の事業年度: 年 月 ~ 年 月)			
11. 輸出状況等	総売上額又は総収入額	百万円	【上位3ヶ国(輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を除く。)]
	貨物の輸出額	百万円	1
	直接輸出額(※1)	百万円	2
	直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)	百万円	3
		百万円	別表第4 イラン イラク 北朝鮮

(注B) 個別輸出額は、11.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。

13. 主要なリスト規制貨物・技術(1~15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)							
項番(注9)	省令番号(注10)	リスト規制貨物・技術の名称	比率(注11)	製品・技術	仕向地	需要者又は輸入者(注12)	取引形態等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

(注9) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。

(注10) 省令番号には輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。

(注11) リスト規制貨物の直接輸出額(「11.直接輸出額」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「-」を記入すること。

(注12) 需要者が判明していない場合には、輸入者とすること。

14. 輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名(直近の5事業年度)(注13)						
仕向地	取引先商社等名	時期(注15)	仕向地	外国ユーザ-リスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期(注15)
			15. 外国ユーザ-リスト掲載需要者への輸出等の状況(直近の5事業年度)(注14)			

(注13) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注14) 外国ユーザ-リスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザ-リスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注15) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注13)、(注14)で要求される別紙に記載すること。

自己管理チェックリスト

(記入要領)

1. A欄には輸出管理内部規程の整備状況を記入すること。①～③、④又は⑤を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で、輸出管理内部規程の有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択すること。なお、A欄に「記入不要」と記された項目については、B欄のみ記入すること。
2. B欄には輸出管理内部規程の有無にかかわらず、実際の取組状況を記入すること。(ア)～(ウ)、(エ)又は(オ)を選択する項目では該当する選択肢(一部は複数回答可)を選択した上で、備考欄又は印欄の余白に実際の取組状況について簡潔明瞭に記入すること。また、有無を選択する項目では有・無のいずれかを選択した上で、B欄の余白に実際の取組状況について簡潔明瞭に記入すること。必要に応じて、具体的な取組状況を詳細に記載し、具体的な取組状況を詳細に記載した別紙(様式自由)を添付すること。
3. B欄には、重立の事業年度1年間の事業を対象に記入すること。ただし、自己管理チェックリストの提出までの間に取組の改善・変更等、特記すべき事項があれば備考欄にその旨を簡潔明瞭に記入すること。
4. 適当な選択肢がない場合や、「(一部)定めていない」、「(必ずしも)実行していない」等の選択肢には、各取組の備考欄に具体的な取組状況を簡潔明瞭に記入すること。必要に応じて、具体的な取組状況を詳細に記載した別紙(様式自由)を添付すること。
5. ここでいう「輸出管理内部規程」には、輸出管理内部規程に基づく総則、マニュアル、フローチャート等を含む。

輸出管理体制		A欄 輸出管理内部規程上の取扱い		B欄 実際の取組		備考	
評価項目							
1-1	輸出管理の最高責任者(注)は、組織を代表する者か。 (注)「最高責任者」とは、輸出管理守則を定める者(中堅21年経済産業省令第60号、この自己管理チェックリストにおいて、「遵守基準等」という。)第1条第2号イの統括責任者に相当する。	①輸出管理内部規程上で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めている ③輸出管理内部規程上では定めていない	①輸出管理内部規程どおり組織を代表する者が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が組織を代表する者が就任している (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:
1-2	輸出管理に関する職務分担及び責任範囲は明確か。	①輸出管理内部規程上で定めており明確である ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めており明確である ③輸出管理内部規程上の定めがない	A欄に①又は②と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり運用している (イ)輸出管理内部規程どおり運用していない A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、職務分担又は責任範囲が明確になっている (エ)運用上も不明確である	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:
1-3	外資法を始めとする輸出関連法規の委任権限を入手し、輸出等の業務に従事する役員員に対し周知しているか。	有・無	※「有」を選択した場合には、取組状況を以下に簡潔明瞭に記入すること(有無を選択する欄は、以下、各取組とも同様。) 取組状況:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:
取引審査(該非判定を含む。)							
2-1(1)	取引審査の最終判断権者は取締役等(注)か。 (注)「取締役等」とは、会社の場合は取締役又は執行役員、委員会等設置会社の場合は取締役又は執行役員、個人事業主の場合は専業主、団体や大学にあっては理事等をいう。	①輸出管理内部規程上で取締役等と定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で取締役等と定めている ③輸出管理内部規程上では定めていない ④外部の者を最終判断権者としている	A欄に①、②又は③と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり取締役等が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が取締役等が就任している (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である A欄に④と記入した場合(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)から選択すること (オ)輸出管理内部規程どおり外部の者が就任している	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で(ウ)を選択した場合には、専業主任者又は取締役等から選ばれているか否かを以下に記入すること。 委任状況: A欄で(オ)を選択した場合には、事前に内部で取締役等が判断をした後、外部の者が最終判断をしているか否かを以下に内部での取組状況:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:
2-1(2)	取引審査の最終判断権者が監査ある取引を防止する体制であるか。	①輸出管理内部規程上で防止の権限と仕組みを定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で防止の権限及び仕組みを定めている ③輸出管理内部規程上では定めていない ④印章の輸出管理内部規程を運用し、防止の権限及び仕組みを定めている	A欄に①、②又は③と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおりである (イ)運用上、不備がある A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、防止している (エ)運用上も防止できない	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:
2-1(3)	取引審査の最終判断権者は、業界から独立した立場で判断できる者か。	有・無	取組状況: 取引審査の最終判断権者として、組織を代表する者(代表取締役、代表執行役員)が就任している場合は「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:

2-1(4)	<p>取引審査の手続き</p> <p>①審査手続は明確か。</p> <p>②審査様式を定めているか。</p> <p>③貨物と投函それぞれ別の取引について審査しているか。</p> <p>④審査(取引可否の確認)は契約前に行っているか。</p>	<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>	<p>※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入する。</p> <p>輸出管理内部規程の名称:</p> <p>輸出管理内部規程の条項:</p>	<p>※①～④の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。</p> <p>取組状況:</p>	<p>目録の③については、役務提供の業種が無くても取引が発生した場合には審査をすることになっていれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。</p>
2-2(1)	<p>脱非判定の手続(判定部門、判定結果の審査等)を明確に定め、リスト規制対象貨物等に該当するか定か脱非判定(リスト規制対象貨物等として輸出される(可能性がある)購入品の場合は判定書を入手し再確認する)を行っているか。</p> <p>(注)脱非判定は遵守基準委員会(第1条第1号イ)の脱非確認に相当する。</p>	<p>有・無</p>	<p>※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。</p> <p>輸出管理内部規程の名称:</p> <p>輸出管理内部規程の条項:</p>	<p>※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。</p> <p>取組状況:</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。</p> <p>輸出管理内部規程の名称:</p> <p>輸出管理内部規程の条項:</p> <p>目録で(イ)を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、(ウ)を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。</p> <p>取組状況:</p>
2-2(2)	<p>脱非判定書等</p> <p>①脱非判定書等の審査様式はあるか。</p> <p>②脱非リスト(組内で作成した脱非判定結果の一覧表等)はあるか。</p> <p>③関係法令改正時、新製品追加時に脱非リストは更新しているか。</p> <p>④貨物と投函それぞれについて判定しているか。</p> <p>⑤購入商品の脱非についても再確認しているか。</p>	<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>	<p>※①～⑤の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。</p> <p>輸出管理内部規程の名称:</p> <p>輸出管理内部規程の条項:</p>	<p>※①～⑤の各設問ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。</p> <p>取組状況:</p>	<p>目録で(イ)を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、(ウ)を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。</p> <p>取組状況:</p> <p>目録の④については、役務提供の業種が無くても取引が発生した場合には審査をすることになっていれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。</p>

2-2(3)	<p>経非判定は、新製品出荷前又は役種提供前までに行っているか。</p> <p>多段階判定</p> <p>①経非判定は多段階で行っているか。</p> <p>②技術内容を理解している者(技術担当者等)が判定しているか。</p> <p>③規制内容を理解している者(輸出管理部門等)がチェックしているか。</p>	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	取組状況: ※①～③の各段階ごとに、取組状況を簡潔明確に記入すること。 取組状況:	
2-2(4)	<p>経非判定の結果は関係者に配付又は共有しているか。</p> <p>用途及び需要者等(注)を確認する手順を定め、当該手順に従って確認を行っているか。</p> <p>(注)「需要者等」とは、遵守基準令第1条第2号二の需要者等をいう。以下同じ。ただし、特定取引における特定類型の確認については、9-1による。</p>	有・無	<p>※①～③の各段階ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。</p> <p>輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:</p>	<p>取組状況: ※①～③の各段階ごとに、取組状況を簡潔明確に記入すること。 取組状況: 有・無 有・無 有・無 有・無</p>	
2-2(5)	経非判定の結果は関係者に配付又は共有しているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。	取組状況:	
2-3(1)	<p>用途及び需要者等(注)を確認する手順を定め、当該手順に従って確認を行っているか。</p> <p>(注)「需要者等」とは、遵守基準令第1条第2号二の需要者等をいう。以下同じ。ただし、特定取引における特定類型の確認については、9-1による。</p>	有・無	<p>①輸出管理内部規程上で明確に定めている</p> <p>②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている</p> <p>③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている</p> <p>④定めていない</p> <p>⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている</p>	<p>取組状況: 各部門の取組 (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない 貨物等ごとの取扱い (ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器補完的規制貨物等については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 自備で(ウ)を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、 (エ)を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況: 自備で(イ)を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、 (ウ)を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況:</p>
2-3(2)	<p>確認方法</p> <p>①用途及び需要者等を確認する様式はあるか。</p> <p>②需要者等の確認対象は明確か。</p> <p>③需要者等は新規取引、継続取引を区別して確認を行っているか。</p> <p>④継続取引している需要者等を定期的に見直しているか。</p> <p>⑤間接輸出の場合も確認しているか。</p>	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	<p>※①～⑤の各段階ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称:</p>	<p>取組状況: ※①～⑤の各段階ごとに、取組状況を簡潔に記入すること。 取組状況: 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無</p>	

2-3(3)	用途及び需要者等の確認は多段階で行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	取組状況:	
2-3(4)	用途及び需要者等の確認は契約前に行っているか。	有・無	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無	取組状況:	
2-3(5)	確認基準 ①需要者等の確認基準は適正かつ明確に定められているか。 ②独自に禁止顧客リスト及び要注意顧客リスト等を作成しているか。 ③当該リストは定期的に見直ししているか。	有・無 有・無 有・無	※①～③の各取組ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無	取組状況: ※①～③の各取組ごとに、取組状況を記入すること。	
2-3(6)	個別要件の確認 ①用途要件(核兵器等の開発等及び軍事用途等) ②需要者要件 ・外圍ユーザーリストの入手 ・懸念貨物等リストの入手 ・明らかガイドラインの使用 ③インフォームを受けたときの手続は明確か。 ④「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.に該当した場合は(経済産業省への報告を含め)明確か。	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各取組ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	取組状況: ※①～④の各取組ごとに、取組状況を補完的輸出規制に記入すること。 白標の「③」については、インフォームを受けたことにはないが、仮に受けた場合の手続が明確であれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。 白標の「④」については、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.に該当したケースはないが、仮に該当した場合はの手続が明確であれば、「有」を選択し、取組状況にその旨を記入すること。	

2-3(7)	不正輸出等の防止 ①需要者から誓約書を取得して不正輸出・不正転用・不正販売防止を図っているか。 ②契約書、納品書又は対象商品等に権利対象貨物の誓約書を記載しているか。	有・無 有・無	有・無 有・無	※①、②の各款ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況:	
2-4(1)	特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者に関する情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に依って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。 (注)特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる信頼性、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合は、2-4(2)において同じ。該当がない場合は、2-4は記入不要。	有・無	有・無	(ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で(ウ)を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、 (エ)を選択した場合には、実施していない部門を以下に記入すること。 取組状況:
2-4(2)	情報の信頼性を高めるための手続に基づく確認方法等 ①確認の方法等は定まっているか。 ②継続的に取引をしている技術を利用する者又は貨物の需要者とそれ以外の者を区別して、確認を行っているか。 ③輸出等を行う前に、情報の信頼性を高めるための手続に依って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。 ④定期的に確認をしているか。	有・無 有・無 有・無 有・無	有・無 有・無 有・無 有・無	※①～④の各款ごとに、取組状況を簡潔明瞭に記入すること。 取組状況:	※確認の方法等の具体例 (1)HPやパンフレット等の公開情報により確認する (2)最終貨物の需要者への直接的なアプローチにより確認する (3)貿易転用や不正転売等の重大な違反があった場合や取組した情報提供が判明した場合には契約の無条件解除や損害請求を可能とする内容を輸出等の契約に盛り込む等

出荷管理	出荷管理のための手続(管理部門及び管理方法を明確に定め、輸出品が必要な場合の許可証、出発指示書等と貨物(器物)の附合等の管理を履行しているか。	①輸出貨管理内部規程上で明確に定めている ②輸出貨管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出貨管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出貨管理内部規程を適用し、明確に定めている	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	各部門の取組 ア)出荷担当部門がそれぞれ管理を行い、管理部門がチェックしている イ)出荷担当部門がそれぞれ管理を行っている ウ)実施していない部門が一部ある エ)実施していない オ)まだ実施していない 貨物等ごとの取扱い ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器格納的規制貨物等については必ず行っている イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている ウ)一部の貨物等については実施していない エ)まだ実施していない	輸出貨管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項: 自備で「ウ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「エ」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況: 自備で「イ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「ウ」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況:
3-1(1)	管理方法 ①出荷時のチェックシートはあるか。 ②審査を受けていない貨物、輸出品可(E/L)を取扱していない輸出品等の出荷が未然に防止する体制になっているか。 ③出荷の際に該非判定結果の確認ができる体制になっているか。 ④出荷チェックの結果は輸出貨管理部門に報告されるか。 ⑤取引審査後、船積みまでの間に書類要件、インフォーム要件に該当するに至った場合の体制を整備しているか。	※①～⑤の各観点ごとに、輸出貨管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	各部門の取組 ア)出荷担当部門がそれぞれ管理を行い、管理部門がチェックしている イ)出荷担当部門がそれぞれ管理を行っている ウ)実施していない部門が一部ある エ)実施していない オ)まだ実施していない 貨物等ごとの取扱い ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器格納的規制貨物等については必ず行っている イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている ウ)一部の貨物等については実施していない エ)まだ実施していない	輸出貨管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項: 自備で「ウ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「エ」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況: 自備で「イ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「ウ」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況:
3-1(2)	①輸出貨管理内部規程上で明確に定めている ②輸出貨管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出貨管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出貨管理内部規程を適用し、明確に定めている	輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	各部門の取組 ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器格納的規制貨物等については必ず実施している イ)実施されない事故があったが改善し、現在は必ず実施している ウ)一部の事故については実施していない エ)まだ実施していない	輸出貨管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項: 自備で「ウ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「エ」を選択した場合には、実行されない場合等を、以下に記入すること。 取組状況:
3-2(1)	①輸出貨管理内部規程上で明確に定めている ②輸出貨管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出貨管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出貨管理内部規程を適用し、明確に定めている	輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項:	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	各部門の取組 ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び通常兵器格納的規制貨物等については必ず実施している イ)実施されない事故があったが改善し、現在は必ず実施している ウ)一部の事故については実施していない エ)まだ実施していない	輸出貨管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項: 自備で「ウ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「エ」を選択した場合には、実行されない場合等を、以下に記入すること。 取組状況:
3-2(2)	輸出貨管理部門で事故の把握ができていないか。(輸出貨管理部門の業務として定めているか)	輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項:	有・無	取組状況: 有・無	取組状況: 有・無
3-2(3)	事故について改善措置を実施しているか。	輸出貨管理内部規程の名称: 輸出貨管理内部規程の条項:	有・無	取組状況: 有・無	取組状況: 有・無

監査	<p>輸出等の業務の適正な実施についての監査を定期的(注1)に行うものとなっているか。(注)原則として毎年1回以上行うこととし、発生行っていない場合には、「自衛隊の取組」に具体的に取組状況を記入すること。</p> <p>4-1(1)</p>	<p>①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、監査が行われる</p>	<p>(ア)リスト規制対象貨物等並びに大量破壊兵器キャッチオール規制対象貨物等及び過高兵器規制対象貨物等を扱うすべての部門(製造部門、営業部門、技術部門、出荷部門、管理部門など)について実施している (イ)リスト規制対象貨物等に係る是非判定、取引審査、出荷管理を行う部門についてはすべて実施している (ウ)危険物対象貨物等に係る是非判定、取引審査、出荷管理を行う部門についてはすべて実施している (エ)上記(ア)～(ウ)以外で、一部の部門だけ実施している (オ)当該年度は、まだ監査を実施していない (年 月実施予定)</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 日横で「(ア)」～「(エ)」を選択した場合には監査実施年月日を以下に記入すること。 監査実施年月日: また、日横で「(イ)」～「(エ)」を選択した場合には、具体的に実施している部門、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況:</p>
4-1(2)	<p>輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制を確保しているか。 ①監査対象部署は明確か。 ②監査対象項目は明確か。 ③監査スケジュール等は明確か。 ④監査報告を最高責任者(代表取締役等)に報告しているか。 ⑤輸出管理部門は監査結果を把握しているか。 ⑥改善指導及び改善報告を行っているか。</p>	<p>※①～⑥の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:</p> <p>有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無</p>	<p>※①～⑥の各設問ごとに、取組状況を監査明瞭に記入すること。 取組状況:</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:</p>
教育(指導及び研修を含む。)の体制	<p>①監査員に輸出管理関係の指導及び研修を実施するものとなっているか。 5-1(1) ②指導及び研修の実施手続 ③定期的・継続的スケジュールになっているか。 ④指導及び研修の担当部門並びに指導及び研修の担当者も明確か。 ⑤輸出管理部門が指導及び研修の内容等をチェックしているか。 ⑥関係別にコースを定めて実施しているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程上定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程が適用され、指導及び研修が行われる</p>	<p>(ア)役員に対して定期的に実施している (イ)輸出管理に関係する部門の職員に対して定期的に実施している (ウ)職員が輸出管理に関係する部門に配属されたときに実施している (エ)定期的ではないが実施している (オ)当該年度は、まだ実施していない (年 月実施予定)</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:</p>
5-1(2)	<p>※①～④の各設問ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 取組状況:</p> <p>有・無 有・無 有・無 有・無</p>	<p>※①～④の各設問ごとに、取組状況を監査明瞭に記入すること。 取組状況:</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:</p>

資料管理					
6-1	輸出関連書類等(輸出等の業務に関する文書、図面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。))に事業を正確に記録し記載するものとなっているか。	①輸出管理内部規程上で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で定めている ③書架などの重要書類については定めている ④定めていない		(ア)すべての担当部門で必ず行っている (イ)実行していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)実施していない部門が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件: 口欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、 「(ウ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況:
6-2(1)	輸出関連書類等が貨物の輸出又は技術の提供後7年以上(注)保存されるよう定めているか。 (注)ただし、輸出貿易管理令(昭和24年政令第79号)別表第1、外貨為替(昭和15年政令第260号)別表それぞれ5の項から18の項までの申請に掲げる貨物又は技術については、貨物の輸出時又は技術の提供時から5年以上、以下の項目のA欄「輸出管理内部規程上の取扱い」及び「自領事館の取組」において同じ。	①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている	有・無	(ア)すべての輸出関連書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (ウ)保存していない書類が一部ある (エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件: 口欄で「(イ)」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、 「(ウ)」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に取組状況を
6-2(2)	輸出管理関係資料の保管責任部門は明確か。	輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件:	有・無	取組状況:	
子会社及び関連会社の指導					
7-1	子会社及び関連会社(海外子会社等を含む。以下同じ。)が輸出貿易管理に関する適切な指導を行っているか。	輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件:	有・無	取組状況: (複数回答可) 指導等を行う体制及び手続について (ア)責任者を選任している (イ)業務分担及び責任範囲は定まっている (ウ)手続の内容は具体的に定まっている (エ)その他()	輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件: 子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定めていない場合には、これを定める予定時期を以下に記入すること。 ()
7-2(1)	子会社(海外子会社を含む。7-2(1)において「子会社」という。)が輸出貿易管理に関する貨物等の輸出等の業務に関する場合、当該子会社に対する指導等(注)を行う体制及び手続を定めているか。 (注)「指導等」とは、遵守基準第1条第2号アの指導等という。以下同じ。	①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが輸出管理内部規程で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程が適用され、明確に定められている	有・無	取組状況: (複数回答可) 指導等を行う体制及び手続について (ア)責任者を選任している (イ)業務分担及び責任範囲は定まっている (ウ)手続の内容は具体的に定まっている (エ)その他()	輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件: 子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定めていない場合には、これを定める予定時期を以下に記入すること。 ()
7-2(2)	子会社が輸出業務等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関する子会社に対する指導等 ①輸出等の業務を真正に実施させるための指導を定期的に行っているか。また、輸出等の業務に不備がある場合に改善指導を行っているか。 ②必要な知識等を習得させるための研修を定期的に行っているか。 ③輸出等の業務を行う子会社の体制、規程等及び業務内容の検証を定期的に行っているか。(注) (注)子会社自身の実施した監査結果の検査等による定期的な検証を含む。	※①～③の各款ごとに、輸出管理内部規程の名称及び条件を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条件:	有・無 有・無 有・無	取組状況	※①～③の各款ごとに、取組状況を簡潔明確に記入すること。 取組状況

<p>報告及び再発防止</p> <p>8-1(1)</p> <p>関係法令違反又は関係法令違反したおそれがある場合、その再発防止のための措置を講じるもの(関係法令の違反等)に対して必要に応じ適正な処分が行われるもの。等となっているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程の中で定めている</p> <p>②輸出管理内部規程以外の規程で定めている</p> <p>③定めていない</p>	<p>A欄で①又は②と記入した場合： (ア)当該規定に従って業務に追加している (イ)当該規定はあるが従業員に周知していない</p> <p>A欄で③と記入した場合： (ウ)契約等に当該規定がある (エ)当該規定はない</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：</p>
<p>8-1(2)</p> <p>関係法令違反又は関係法令違反したおそれがある場合、速やかに経済産業大臣に報告するものとなっているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程の中で報告体制を規定している</p> <p>②輸出管理内部規程以外の規程で報告体制を規定している</p> <p>③報告体制に関する規定はない</p>	<p>A欄で①又は②と記入した場合： (ア)体制が稼働できる状態になっている (イ)必ずしも稼働できる体制になっていない</p> <p>A欄で③と記入した場合： (ウ)経済産業大臣に報告する (エ)必ずしも経済産業大臣に報告するとは限らない</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称： 輸出管理内部規程の条項：</p>
<p>特定取引(特定類型)に類する居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引)</p>			
<p>9-1</p> <p>取引の相手方が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付付録第492号)1(3)①から③までに掲げる居住者に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程上で明確に定めている</p> <p>②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている</p> <p>③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている</p> <p>④定めていない</p> <p>⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている</p>	<p>(ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている</p> <p>(イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている</p> <p>(ウ)一部実施していないが改善し、現在は必ず行っている</p> <p>(エ)一部実施していない</p> <p>(オ)まだ実施していない</p>	
<p>包括許可</p>			
<p>10-1</p> <p>輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可対象外の輸出等を行わない体制になっているか。</p>	<p>(記入不要)</p>	<p>(ア)輸出管理部門で包括許可証を管理し、許可証適用の可否を審査している</p> <p>(イ)包括許可証の管理と適用可否の審査は内部の他の部門で行っている</p> <p>(ウ)包括許可証の管理は外部に委託している</p> <p>(エ)包括許可証の管理担当は決めている</p>	
<p>10-2</p> <p>包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握しているか。</p>	<p>(記入不要)</p>	<p>(ア)輸出管理部門で包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握している</p> <p>(イ)各部門ごとに包括許可証を用いた輸出等の件数を実績一覧表や電子データ等で管理・把握している</p> <p>(ウ)包括許可証を用いた輸出等の件数は、外部委託先で管理・把握している</p> <p>(エ)包括許可証を用いた輸出等の件数は管理・把握していない</p>	
<p>10-3</p> <p>包括許可の範囲の輸出等を行うようとする場合であって、その輸出貨物等が格別等の開港等若しくはその他の軍需用途等に用いられる場合、用いられるおそれがある場合、その疑いがある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって審査しなくてはならない場合である場合に該当するかどうかを確認しているか。</p>	<p>(記入不要)</p>	<p>(ア)取引を停止し、輸出を行わない</p> <p>(イ)案件毎に許可の失効又は届出の要否を判断した上で、個別に輸出許可を申請又は経済産業省に届け出る</p> <p>(ウ)何も決めていない</p>	

10-4	<p>包括許可の範囲の輸出等をしようとする場合であって、その輸出等が顕微鏡的な平和及び安全の維持を助けるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときの対応を定めているか。</p>	(記入不要)	(複数回答可) (ア)取りを停止し、輸出を行わない (イ)個別に輸出許可を申請する (ウ)何も決めていない	
10-5(1)	<p>包括許可取扱要領Ⅱ 4(1)②に規定する選送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ 4(2)②に規定する選送に係る技術の提供を行うに当たり、選送のための輸出又は技術の提供であること(用途)、輸入元又は提供元と同一の者に選送すること (需要者又は利用者)及び選送に係る輸出又は技術の提供の条件に適合していることの確認を行う規定を定め、実行しているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程上で明確に定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている ③一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている ④定めていない ⑤他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めている</p>	<p>各部門の取組 (ア)担当部門がそれぞれ確認を行い、輸出管理部門がチェックしている (イ)担当部門がそれぞれ確認を行っている (ウ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在は必ず行っている (エ)実施していない部門が一部ある (オ)まだ実施していない</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 白標で「ウ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(エ)」を選択した場合には、実施していない部門を、以下に記入すること。 取組状況:</p>
10-5(2)	<p>輸出関係書類等が包括許可取扱要領Ⅱ 4(1)②に規定する選送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ 4(2)②に規定する選送に係る技術の提供供一層7年以上保存されるよう定めているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている</p>	<p>貨物等ことの取扱い (ア)選送に係る輸出又は技術の提供については必ず行っている (イ)一部に実施していない貨物等があったが改善し、現在は必ず行っている (ウ)一部の貨物等については実施していない (エ)まだ実施していない</p>	<p>白標で「イ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、実施していない具体的な貨物等の名称を、以下に記入すること。 取組状況:</p>
10-5(2)	<p>輸出関係書類等が包括許可取扱要領Ⅱ 4(1)②に規定する選送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ 4(2)②に規定する選送に係る技術の提供供一層7年以上保存されるよう定めているか。</p>	<p>①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている</p>	<p>(ア)選送に係るすべての輸出関係書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている) (ウ)保存していない書類が一部ある (エ)まだ実施していない</p>	<p>輸出管理内部規程の名称及び条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: 白標で「イ」を選択した場合には、改善時期及び改善内容を、「(ウ)」を選択した場合には、保存していない書類は具体的に何かを、以下に記入すること。 取組状況:</p>

その他特記事項があれば記入すること。

(4) 規制の法律体系、外国為替
及び外国貿易法関係法令（抄）

【リスト規制の法律体系】

1. モノの輸出

- 外国為替及び外国貿易法 第48条第1項
- 輸出貿易管理令 第1条各項、別表第一の1～15の項

2. 技術の提供

- 外国為替及び外国貿易法 第25条第1項、第3項
- 外国為替令 第17条第1項、第2項、別表の1～15の項

3. モノの仲介貿易

- 外国為替及び外国貿易法第25条第4項
- 外国為替令 第17条第3項第一号、輸出令別表第一の1の項

4. 技術の仲介取引

- 外国為替及び外国貿易法 第25条第1項、第3項
- 外国為替令 第17条第1項、別表の1の項
- ◇貿易関係貿易外取引等に関する省令 第9条第2項第五号

※ゴシック体の太字表記は、直接の規制条項

【キャッチオール規制の法律体系】

1. モノの輸出

●外国為替及び外国貿易法 第48条第1項

○輸出貿易管理令 第4条第1項第三号、別表第一の16の項

イ、ロ＝大量破壊兵器キャッチオール規制

ハ、ニ＝通常兵器キャッチオール規制

イ、ハ＝「客観要件」※注1)

ロ、ニ＝「インフォーム要件」

(※注1)

イ：輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」

ハ：輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令」

2. 技術の提供

●外国為替及び外国貿易法 第25条第1項、第3項

○外国為替令 第17条第1項、第5項、別表の16の項

◇貿易関係貿易外取引等に関する省令 第9条第2項第七号

イ、ロ＝大量破壊兵器キャッチオール規制

ハ、ニ＝通常兵器キャッチオール規制

イ、ハ＝「客観要件」※注2)

ロ、ニ＝「インフォーム要件」

(※注2)

イ：貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供をしようとする技術が核兵器等の開発等のために利用される恐れがある場合」告示)

ハ：経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」告示)

3. モノの仲介貿易

●外国為替及び外国貿易法第25条第4項

○輸出貿易管理令別表第一の2～16の項

○**外国為替令 第17条第3項第二号**

イ、ロ＝大量破壊兵器キャッチオール規制、

イ＝「客観要件」※注3)

ロ＝「インフォーム要件」

(※注3)

イ：外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられる恐れがある場合を定める省令」

4. 技術の仲介取引

●外国為替及び外国貿易法 第25条第1項、第3項

○外国為替令 第17条第1項、第5項、別表の2～16号

◇**貿易関係貿易外取引等に関する省令 第9条第2項第六号**

イ、ロ＝大量破壊兵器キャッチオール規制、

イ＝「客観要件」※注4)

ロ＝「インフォーム要件」

(※注4)

イ：貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用される恐れがある場合」告示)

※ゴシック体の太字表記は、直接の規制条項

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

（目的）

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。
- 二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。
- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があるか否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
- 六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

（役務取引等）

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

- 一 第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為
 - イ 特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出
 - ロ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする情報の送信（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

ニ（略）

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（制裁等）

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この条において「貨物設計等技術」という。）を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する貨物設計等技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出（以下「技術記録媒体等輸出」という。）若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による貨物設計等技術を内容とする情報の送信（以下「国外技術送信」という。）を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、前条第二項又は第三項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないでこれらの項に規定する取引又は行為を行った者に対し、一年以内の期間を限り、貨物設計等技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 経済産業大臣は、前条第四項の規定による許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（制裁）

第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年（第十条第一項に規定する対応措置（第四十八条第三項又は前条に係るものに限る。）に違反した者にあつては、三年）以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

3 第一項又は前項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者（第1項に規定する第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者又は前項に規定する貨物の輸出若しくは輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者をいう。次項において同じ。）が個人である場合にあつては、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項において同じ。）となることを禁止することができる。

4 第一項又は第二項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該禁止の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するためにその者による当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる者として経済産業省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、

当該禁止に係る範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止することができる。

- 一 当該違反者が法人である場合 その役員及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び次号において単に「使用人」という。）及び当該禁止の日前六十日以内においてその使用人であつた者
- 二 当該違反者が個人である場合 その使用人及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

（その他の報告）

第五十五条の八 この法律で別に規定するもののほか、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行った者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容 その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項についての報告を求めることができる。

（輸出者等遵守基準）

- 第五十五条の十 経済産業大臣は、経済産業省令で、第二十五条第一項に規定する取引又は第四十八条第一項に規定する輸出（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。
- 2 輸出者等遵守基準は、第二十五条第一項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は第四十八条第一項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たって遵守すべき事項について定めるものとする。
 - 3 前項の「特定重要貨物等」とは、特定技術又は第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、その特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供又はその同項の特定の地域を仕向地とする輸出が国際的な平和及び安全の維持を特に妨げることとなると認められるものとして経済産業省令で定めるものをいう。
 - 4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

（指導及び助言）

第五十五条の十一 経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、輸出者等に対し、輸出者等遵守基準に従った輸出等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

- 第五十五条の十二 経済産業大臣は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、輸出者等がなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者等に対し、輸出者等遵守基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査）

第六十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

第六十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

- 一 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
 - 二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。
- 一 特定技術であって、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
 - 二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であって、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者
- 3 第一項第二号及び前項第二号（貨物の輸出に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

- 一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者
 - 二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者
 - 三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者
 - 四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者
 - 五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者
- 2 前項第二号（第二十五条第三項第一号イに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

- 十六 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をした者
- 十七 第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者
- 十八 第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者
- 十九 第二十五条の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をした者
- 二十 第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

- 三十二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術を内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をした者
- 三十三 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者
- 三十四 第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者
- 三十五 第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反した者
- 三十六 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 前項第十六号（第二十五条第三項第二号イに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第七十条の二 第十八条の四（第十八条の五、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

十 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者

第七十二条 法人（第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項、第二十八条第八項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十九条の六第二項 十億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が十億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑
- 二 第六十九条の六第一項 七億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が七億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑
- 三 第六十九条の七 五億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が五億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑
- 四 第七十条の二 三億円以下の罰金刑
- 五 第七十条又は前二条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第六十九条の六又は第六十九条の七の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

3 第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項、第二十八条第八項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 第五十五条の三第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六十七条第一項の規定により付した条件に違反した者

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（輸出の許可）

第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のため装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号及び第十四条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ及び同号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 別表第一の一六の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

（使用人）

第十条 法第五十三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者

二 法第五十三条第一項又は第二項の規定により禁止された業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物）

第十四条 法第六十九条の六第二項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第一の一の頁（（五）、（六）及び（十）から（十二）までを除く。）及び同表の二から四までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
(平成十三年十二月二十八日経済産業省令第二百四十九号)

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

- 一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。
- 二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきを除く。）。
- 三 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきを除く。）。

別表

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質若しくは同条第三号に規定する核原料物質の開発等（沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉（以下「軽水炉」という。）の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く。）又は核融合に関する研究（専ら天体に関するもの又は専ら核融合炉に関するものであることが明らかにされている場合を除く。）
- 二 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第一条第二号に規定する原子炉（発電の用に供する軽水炉を除く。）又はその部分品若しくは附属装置の開発等
- 三 重水の製造
- 四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二条第九項に規定する加工
- 五 規制法第二条第十項に規定する再処理
- 六 化学物質の開発若しくは製造（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のものを除く。）の開発等又は宇宙に関する研究（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。

輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年12月18日告示第746号）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成13年1月6日から施行する。

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）
 - 1 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの
 - 2 本邦において映画を撮影するために入国した映画製作者が輸入した映画撮影用の機械及び器具
 - 3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（4に掲げるものを除く。）に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの（輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域（以下「特定地域」という。）以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）
 - 4 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であって、当該国際博覧会等の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）
 - 5 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）第1条（d）に規定するATAカルネ（以下「通関手帳」という。）により輸入された貨物であって、通関手帳により輸出されるもの
 - 6 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物（（7）、（8）、（10）又は（11）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
 - 7 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第十三号に該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの
 - 8 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第1条二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第二号イに該当するものうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物であって、輸入した後返送のため輸出するもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）
 - 9 本邦において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物であって、当該援助の終了後返送のために輸出するもの
- 二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）
 - 1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であって、当該援助活動の

終了後本邦に輸入すべきもの、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。）が国際平和協力業務の用に供するために輸出する貨物であって、当該業務の終了後本邦に輸入すべきもの、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）に基づく自衛隊による行動関連措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該停船検査又は回航検査の終了後本邦に輸入すべきもの、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために海上保安庁が輸出する貨物であって当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、自衛隊法第84条の3に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの又は同法第84条の4に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であって、当該輸送の終了後本邦に輸入すべきもの

- 2 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約に基づく援助の用に供するために援助を要請する締約国に輸出される資材又は機材であって、当該援助の終了後本邦に輸入すべきもの
- 3 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第2項第三号に該当する技術協力であって国際協力機構が派遣する専門家が行うものの用に供するために輸出される貨物であって、当該技術協力の終了後本邦に輸入すべきもの
- 4 第1種電気通信事業者が国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であって、当該障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入すべきもの
- 5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物（（7）、（8）、（10）又は（11）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 6 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第十三号に該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 7 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第1条二十二号口（四）に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出する貨物であって、輸出した後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

外国為替令（昭和五十五年十月十一日政令第二百六十号）

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

2 法第二十五条第三項第一号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条第一項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

3 法第二十五条第四項に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引

二 輸出貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ及び第二十七条第二項において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロにおいて「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ 当該取引に係る当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合における当該取引

4 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

5 第一項又は第三項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けずに当該取引をすることができる。

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等）

第二十七条 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものとする。

2 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六及び（十）から（十二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年三月四日通商産業省令第八号）

（許可を要しない役務取引等）

第九条 令第十七条第二項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

一 次項各号に掲げる取引に関する行為

二 法第二十五条第一項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 経済産業大臣が行う取引

二 令別表中欄に掲げる技術（宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。）を本邦又は外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第三に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、防衛大臣が行うもの

二の二 令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもの

三 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協力に関する協定に基づいて居住者又は非居住者が行う役務取引

三の二 核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定又は核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供することを目的とする取引

三の三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十条で規定する国際機関の指定する者が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去するときの当該国際機関が指定する者に対して行う技術を提供することを目的とする取引

四 法第二十五条第一項に規定する取引を行おうとする者が当該取引に係る申請の際にあらかじめ当該申請に係る取引により技術の提供を受けた者が当該技術を利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引を行うことを明らかにして許可を受けた場合における、当該許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引

五 外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る取引であって、当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの（以下「外国間等技術取引」という。）。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通

信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって、居住者が行うものを除く。

六 外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって居住者が行うもののうち、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき

ロ 当該技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であって、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。二において同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

八 削除

九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引（特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。）であって、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

- 十 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
- 十一 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 十二 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。
- イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの
 - ロ 修理技術であって、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの
 - ハ 令別表中欄に掲げる技術であって、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの
- 十三 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又はプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。
- イ プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上するもの
 - ロ 修理技術であって、その内容がプログラムの設計、製造技術と同等のもの
 - ハ 令別表中欄に掲げる技術であって、プログラムの設計、製造に必要な技術が含まれるもの
- 十四 プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。
 - （一）購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの
 - （二）当該プログラムの使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの
 - ロ 削除
 - ハ 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引
- ニ 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引
- （一）許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの
 - （二）本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

ホ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であって、貨物（輸出令別表第一の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するものに限る、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

ヘ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であって、プログラム（同表の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するものに限る、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

十五 本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物に付随して提供された使用に係る技術を、当該援助の終了後当該貨物の返送のための輸出に付随して提供する取引

十六 暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であって、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合

(平成13年12月28日経済産業省告示第759号)

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

- 一 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。)において、当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの(以下本則において「核兵器等」という。)の開発、製造、使用若しくは貯蔵(以下「開発等」という。)若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人(以下「相手方等」という。)から連絡を受けたとき。
- 二 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う旨相手方等から連絡を受けたとき(当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなときを除く。))。
- 三 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたとき(当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなときを除く。))。

別表

- 一 その取引に関し、相手方等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書等
- 二 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等
- 三 前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

(4 貿局第492号 (H4.12.21))

経済産業省貿易経済協力局 最終改正：輸出注意事項2021第30号

(R3.11.18公布、R4.5.1施行)

サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。

なお、次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。以下「特定類型」という。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、別紙1-3にガイドラインを示す。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

別紙1省略

(注：「外為令別表中解釈を要する語」は、省略。)

(経済産業省安全保障貿易管理のホームページ上の「技術のマトリクス表」(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)を参照ください。)

別紙 1-2 いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈

1. 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。

他方で、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらなため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。したがって、外為法第25条第3項の対象にも該当しない。

ただし、実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。例えば、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみなす。また、契約を開始した後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、当該事実が判明してから、保管した特定技術の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなす。

なお、サービス利用者が第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、当該サービス利用者から当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。

2. 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。

サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムが特定技術であれば、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。ただし、貿易外省令第9条第2項第十四号イの要件を満たすプログラムについては、役務取引許可は不要である。

なお、当該プログラムの提供の時点は、サービス提供者がプログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置いた時点であり、役務取引許可申請が必要な場合にあっては、それ以前に許可を得る必要がある。

別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン

特定類型の該当性を判断するためのガイドラインを次のとおり提示する。本ガイドラインに従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者（自然人に限る。別紙 1-3、別紙 1-4 及び別紙 3 において同じ。）に対して技術を提供するにあたり、当該居住者が特定類型に該当するか否かにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。

1 特定類型①又は②の該当性確認

(1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合

ア 役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面（以下単に「契約書等」という。）において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない。

イ 特定類型①又は②に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

(2) 当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合

ア 当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告（別紙 1-4 参照）によって確認した上で、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。また、当該居住者が令和 4 年 5 月 1 日時点で既に指揮命令下にある場合であって、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。

なお、就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。

イ 特定類型①又は②に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

2 特定類型③の該当性確認

(1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合及び指揮命令下にある場合

ア 役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合に限定して、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない。

イ 特定類型③に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

別紙1-4 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所

氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

以上

<参考>

「外為法等遵守事項」は「輸出管理内部規程の届出等について」平成17年2月25日平成17-02-23 貿局第6号)の別紙1として定められております。

外為法等遵守事項

I 基本方針

組織の基本方針として、外為法を始めとする輸出関連法規（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制を含む。）の遵守を明確に定め、届出者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

II 個別事項（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応していること。）

1 輸出管理体制（輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号。以下「遵守基準省令」という。）第1条第一号並びに第二号イ及びロ関係）

組織を代表する者を輸出管理の最高責任者（遵守基準省令第1条第二号イの統括責任者に相当する。）とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること（遵守基準省令第1条第一号並びに第二号イ及びロを含む。）。

2 取引審査（該非判定（遵守基準省令第1条第一号イの該非確認を含む。以下同じ。）を含む。）遵守基準省令第1条第一号イ並びに第二号ハ及びニ関係）

(1) 取締役又は執行役若しくは執行役員（ただし、会社以外にあってはそれに相当する者。以下「取締役等」という。）が取引審査の最終判断権者（以下「最終判断権者」という。）となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること。ただし、当該最終判断権者の権限は、輸出管理内部規程の定めるところにより、その一部を他の取締役等又は取締役等に準ずる者に委任することができる（遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ロを含む。）。

(2) 該非判定に関して手続を明確にし、実施すること（遵守基準省令第1条第一号イ及び第二号ハを含む。）。

(3) 用途及び需要者等を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ニを含む。）

(4) 特定重要貨物等の輸出等については、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ニを含む。）

3 出荷管理（遵守基準省令第1条第二号ホ関係）

(1) 輸出等を行おうとする際に、出荷を行おうとする貨物及び技術と当該貨物及び技術の輸出関連書類等（輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された当該貨物等を特定する事項が同一であることの確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ホを含む。）。

(2) 通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告すること。

4 監査（遵守基準省令第1条第二号ヘ関係）

輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的実施すること（遵守基準省令第1条第二号ヘを含む。）。

5 教育(指導及び研修を含む)(遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ト関係)

輸出等の業務に従事する者(遵守基準省令第1条第一号イの該非確認責任者及び遵守基準省令第1条第二号イの統括責任者を含む。)に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施すること(遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号トを含む。)

6 資料管理(遵守基準省令第1条第二号リ関係)

(1)すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、又は記録すること。

(2)輸出関連書類等を貨物の輸出時・技術の提供時から少なくとも7年間保存すること(遵守基準省令第1条第二号リを含む。)。ただし、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、貨物の輸出時又は技術の提供時から少なくとも5年間保存すること(特別一般包括許可を受けた者にあつては、包括許可取扱要領Ⅱ4(1)②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ4(2)②に規定する返送に係る技術の提供に該当するものとして輸出又は技術の提供をした場合(輸出令別表第1又は外為令別表の2の項から15の項までの中欄に掲げるものであるか、16の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。))にあつては一律7年間保存すること)。

7 子会社及び関連会社の指導(遵守基準省令第1条第二号チ関係)

(1)子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うこと。

(2)輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対しては、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認(以下「指導等」という。)を行う体制を定めるとともに、当該指導等を行う手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うこと(遵守基準省令第1条第二号チを含む。)

8 報告及び再発防止(遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ヌ関係)

関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること(遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ヌを含む。必要に応じ関係者に厳正な処分を行うことを含む。)

輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省令第60号平成21年10月16日）

第1条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第55条の10第1項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。

- 一 輸出者等（法第55条の10第1項の輸出者等をいう。次号及び第3条において同じ。）が遵守すべき基準
 - イ 法第25条第1項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は法第48条第1項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認（以下この条において「該非確認」という。）についての責任者（以下この号及び次条において「該非確認責任者」という。）を選任すること。
 - ロ 輸出等（法第55条の10第1項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において同じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと。
- 二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第48条第1項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準
 - イ 当該特定重要貨物等輸出者等を代表する者の中から特定重要貨物等輸出者等の行う出等の業務を統括管理する責任者（以下この号及び次条において「統括責任者」という。）を選任すること。
 - ロ 当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定めること。
- ハ 該非確認に係る手続を定めること。
- ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当り必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。
- ホ 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下チにおいて同じ。）に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。
- ヘ 輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的に行うよう努めること。
- ト 統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。
- チ 子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うように努めること。

リ 特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存するよう努めること。

又 関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

第2条 特定重要貨物等輸出者等は、同一の者を該非確認責任者及び統括責任者に選任することができる。

第3条 輸出者等が個人である場合にあつては、第1条第一号ロ中「輸出等（法第55条の10第1項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において同じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」とあるのは「最新の法及び法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報を収集する」と、同条第二号ニ中「を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認」とあるのは「の確認」と「高めるための手続を定め、当該手続に従って」とあるのは「高めるための情報を入手し、」と読み替えるものとし、同条第一号イ、第二号イからハまで、ヘからチの規定は、適用しない。

第4条 外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第5項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行うに当たっては、第1条第二号イからリまでの規定は、適用しない。

特定重要貨物等を定める省令（経済産業省令第61号 平成21年10月16日）

外国為替及び外国貿易法第55条の10第3項の特定重要貨物等は、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物とする。

(5) その他

輸出管理用語集

用語	説明等
インフォーム	輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に使用されるおそれがあるとして経済産業大臣から許可を取るよりに通知を受けること。
役割	「技術」と記載される場合もあり、貨物(物)の設計、製造または使用に必要な特定の情報、プログラムやソフトウェアも含む。
外国ユーザーリスト	経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
開発等	大量破壊兵器等の場合には、「開発、製造、使用又は貯蔵」を指し、通常兵器の場合には「開発、製造又は使用」を指す。
該当判定	輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術がリスト規制に該当するかどうかを判定すること。
客観要件	用途要件と需要者要件のことをいひ、輸出等の許可が必要となる要件。
キャッチオール規制	大量破壊兵器等キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制の二つの規制を指す。
軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関	軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。)及びこれらの機関に属する機関をいう。
出荷管理	法令で規制されている貨物や技術の酒出荷等を防止するため、輸出や提供を行う前に、同一性等の確認を行うこと。
需要者等	技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人。
需要者要件	需要者及び技術を利用する者が大量破壊兵器等の開発等を行っている又は行っていた場合、また、外国ユーザーリストに掲載されている場合。
大量破壊兵器等	核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルのことを指し、「核兵器等」という場合もある。

用語	説明等
大量破壊兵器等 キャッチオール規制	リスト規制品以外のものであっても、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある場合には、輸出等に経済産業大臣の許可が必要となる制度。
通常兵器 キャッチオール規制	リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合には、輸出等に経済産業大臣の許可が必要となる制度。
みなし輸出管理	国内における技術の提供であつて、居住者から非居住者に対する規制技術の提供を目的とする取引の管理のこと。
特定取引	特定類型に該当する居住者に対して技術を提供する取引。みなし輸出管理の対象。
特定類型	居住者への技術の提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態。なお、特定取引の需要者(技術を利用する者)は、当該非居住者となる。
特例	リスト規制該当貨物又は技術の輸出等の許可を必要としないので、輸出等を行うことができる例外規定。輸出の特例と技術の特例が規定されている。
取引審査	輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術の用途、需要者等の事業内容から、安全保障上懸念がないことを確認し、取引を行うか否かを判断すること。
包括許可制度	外為法等で許可が必要なリスト規制貨物又は技術を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して個別に経済産業省の審査を経て許可されるが、輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、一定の範囲について包括的に許可を受けることで、輸出等を行うことが可能となる制度。
輸出等	貨物の輸出及び技術の提供。
輸出者等遵守基準	業として輸出等を行う者が、遵守すべき基準。すべての輸出者等が遵守すべき事項と、リスト規制貨物・技術を取り扱う輸出者等が遵守すべき事項がある。
輸出令別表第3の地域	輸出管理を厳格に実施している 26 カ国のことで、キャッチオール規制の規制対象外となる地域。

用語	説明等
用途要件	輸出される貨物又は提供される技術が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合。
リスト規制	国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令・別表第1の1～15項に該当する貨物又は外為令・別表第1～15項に該当する技術を輸出等しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
CP	Compliance Program (コンプライアンス・プログラム)の略称。輸出管理内部規程を指すことが多い。